

兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画
2018年度～2022年度



兵庫労働局

< 目 次 >

1	計画のねらい	5
2	兵庫第12次労働災害防止推進5か年計画の目標達成度の評価	5
3	労働者の安全確保をめぐる現状と課題	6
	(1) 総括	
	(2) 業種別	
	(3) 事業場規模別	
	(4) 年齢別	
	(5) 事故の型別	
4	労働者の健康確保をめぐる現状と課題	11
	(1) 総括	
	(2) メンタルヘルス対策及び過重労働対策	
	(3) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立を巡る状況と対策	
	(4) 腰痛予防対策	
	(5) 化学物質による健康障害防止対策	
	(6) 粉じん障害防止対策	
	(7) 石綿障害予防対策	
	(8) 熱中症予防対策	
5	計画の期間・目標・重点事項等	16
	(1) 計画の期間	
	(2) 計画の目標	
	(3) 計画の評価と見直し	
	(4) 計画の重点事項	
別紙1	重点施策ごとの課題と労働災害防止対策	17
別紙2	行政機関・関係団体一覧	32

別紙1 重点施策ごとの課題と労働災害防止対策（目次）

1	労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(1)	死亡災害の撲滅を目指した対策	
ア	業種別・災害種別別の重点対策	
	建設業対策	17
	製造業対策	18
	林業対策	19
(2)	過労死等の防止等の労働者の健康確保対策	
ア	労働者の健康確保の強化	
	産業医・産業保健機能の強化	19
	過重労働による健康障害防止対策	19
イ	職場におけるメンタルヘルス対策等	20
	メンタルヘルス不調の予防	20
	パワーハラスメント対策の推進	20
(3)	就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策	
ア	災害の件数が増加傾向にある又は減少が見られない業種等への対策	
	第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策	21
	陸上貨物運送事業対策	22
	転倒災害の防止対策	23
	腰痛予防対策	23
	熱中症予防対策	24
	交通労働災害防止対策	24
	職場における「危険の見える化」の推進	25
イ	高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止対策	
	高齢労働者対策	25
	非正規労働者対策	25
	外国人労働者、技能実習生対策	26
ウ	個人請負等の範疇にはいないものへの対応	26
エ	技術革新への対応	26
(4)	疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
	疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立をめぐる状況と対策	27
(5)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	
ア	化学物質による健康障害防止対策	27
イ	石綿による健康障害防止対策	
	解体等作業における石綿ばく露防止対策	28
	労働者による石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存	28
ウ	受動喫煙防止対策	28
エ	粉じん障害防止対策	28
(6)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込と労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	29
イ	企業単位での安全衛生管理体制の推進	29
ウ	業所管官庁との連携の強化	30
エ	中小規模事業場への支援	30
オ	民間検査機関等の活用の促進	30
(7)	安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	31
(8)	国民全体の安全・健康意識の高揚等	31

1 計画のねらい

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とするだけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業、兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保や、傷病を抱える労働者の治療と仕事の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

平成 30 年 2 月 28 日、厚生労働大臣は、2018 を初年度とし、2022 年度を目標年度とする第 13 次労働災害防止計画を定められたところであるが、この「兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画」は、第 13 次労働災害防止計画を受け、兵庫県内における労働災害防止のための中期的な目標を定めるとともに、その目標を達成するに当たって、行政が取るべき施策や労働災害防止の実施主体である労働災害防止団体及び事業者が取り組むべき事項を兵庫労働局長が定めたものであり、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって、労働災害防止計画を総合的かつ計画的に推進し、兵庫県内の労働災害の着実な減少を図ることを狙いとするものである。

2 兵庫第 12 次労働災害防止推進 5 か年計画の目標達成度の評価

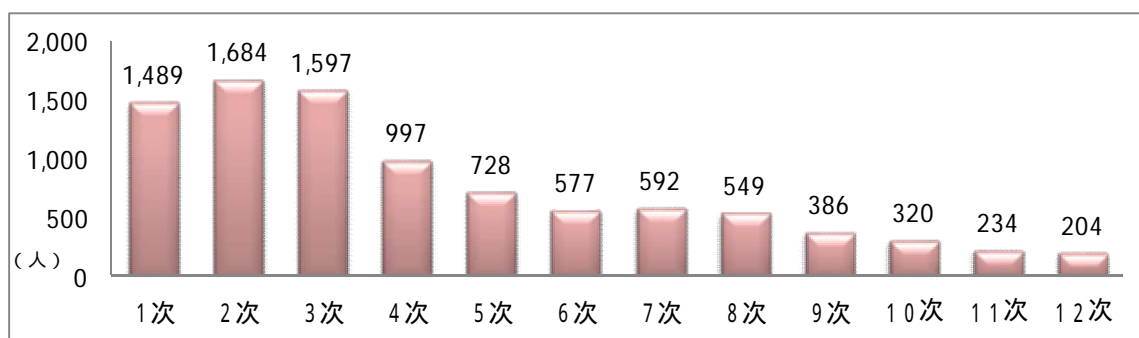
平成 25 年度から平成 29 年度までに推進した「兵庫第 12 次労働災害防止推進 5 か年計画」（以下「第 12 次防」という。）における目標は、

死亡者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較して 15%以上減少させること。

休業 4 日以上之死傷者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較して 15%以上減少させること。

の 2 項目であった。

グラフ 1：死亡者数の推移



グラフ 2 : 休業 4 日以上之死傷者数の推移

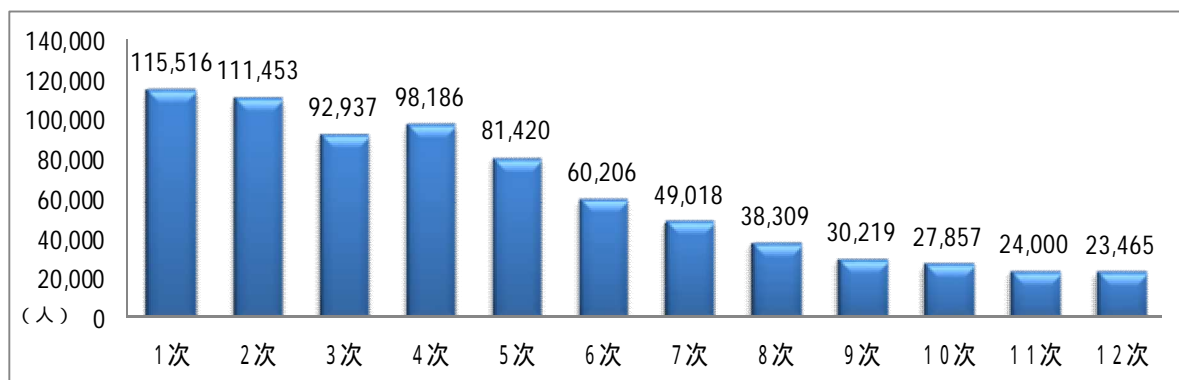


表 1 (死亡者数及び休業 4 日以上之死傷者数)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
死亡者数	4 3	3 6	4 3	5 1	4 4	3 0
死傷者数	4,670	4,668	4,683	4,679	4,641	4,794

第 12 次防期間中の労働災害による死亡者数は、グラフ 1 のとおり 204 人で、兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画（以下「第 11 次防」という。）期間中の 234 人と比較して 30 人減少するとともに、平成 29 年の死亡者数は 30 人となり、目標（平成 29 年において、平成 24 年と比較して 15%以上減少）の 36 人を大幅に下回ることができた。

一方、第 12 次防期間中の休業 4 日以上之労働災害による死傷者数については、グラフ 2 のとおり 23,465 人で、第 11 次防期間中の 24,000 人と比較して 535 人減少したが、平成 29 年の死傷者数は 4,794 人となり、目標（平成 29 年において、平成 24 年と比して 15%以上減少）の 3,969 人を大きく上回り、比較年である平成 24 年(4,670 人)をも上回る結果となった。

3 労働者の安全確保をめぐる現状と課題

(1) 総括

県内における労働災害の発生件数は、グラフ 1 及びグラフ 2 に見るとおり、長期的には減少傾向にある。しかし、第 12 次防期間中の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は平成 25 年には 36 人に減少してから平成 27 年に 51 人まで増加したものの、平成 29 年は 30 人と、過去最少となった。（グラフ 3）

また、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は、わずかな増減はあるものの、ほぼ横ばいであったが、平成 29 年は基準としている平成 24 年より増加するという結果となった。（グラフ 4）

死傷災害件数は減少率を見ると、第 10 次労働災害防止計画から、第 11 次防の減少率は - 13.8%であったが、第 11 次防から第 12 次防の減少率は - 2.2%と低下している。

業種別に見ると、製造業や建設業において、件数の絶対数は依然として多いものの、他の業種と比べ、減少率は大きい。その一方で、第三次産業の各業種においては、労働者数が増加しているが、その増加率を考慮しても労働災害の増加が著しい。

また、陸上貨物運送事業における労働災害発生件数が横ばいであることが考えられる。

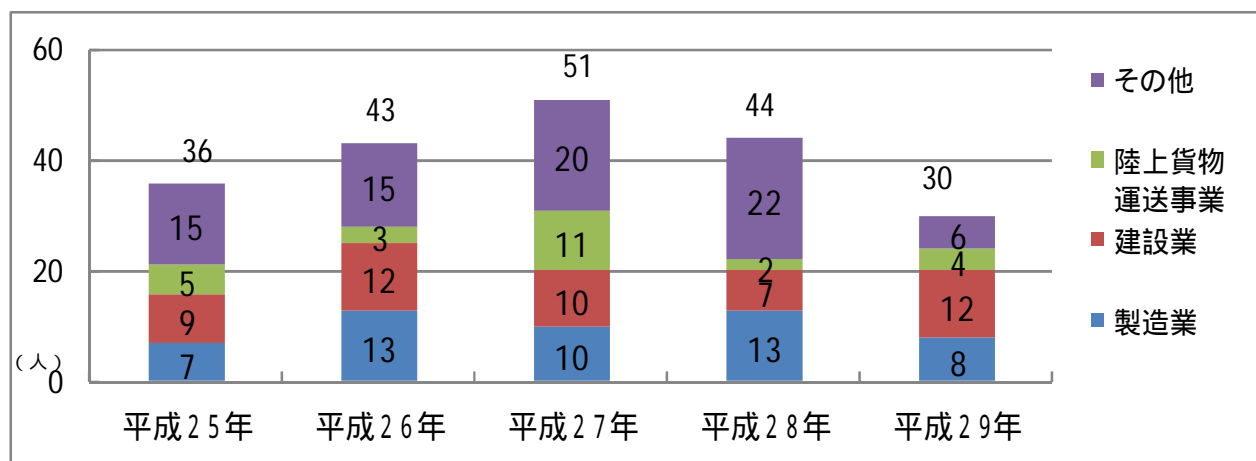
また、パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等非正規労働者の割合が増加している

が、その多くが第三次産業で就業していることも労働災害の増加に影響を及ぼしていると考えられる。

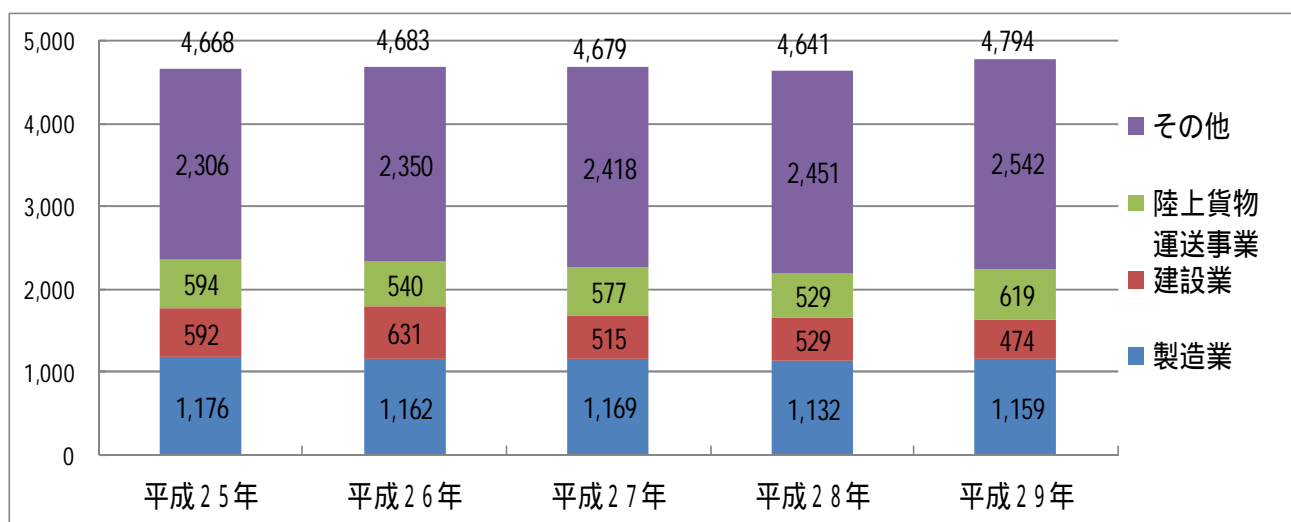
さらに、件数が減少したとはいえ労働災害発生件数の多い製造業、建設業においては、新規採用者の抑制や世代交代による作業に習熟したベテラン労働者の不足、経営効率化のための業務アウトソーシングの進展による製造現場に十分習熟しない協力企業の増加、主要設備の高経年化に伴う経年劣化の進展などが課題となっていると考えられる。

また、100人未満の事業場での労働災害が75%以上を占めていることから今後、中小規模事業場における安全衛生活動の活性化が強く求められる。

グラフ3 最近5か年の死亡者数



グラフ4 最近5か年の死傷者数



(2) 業種別

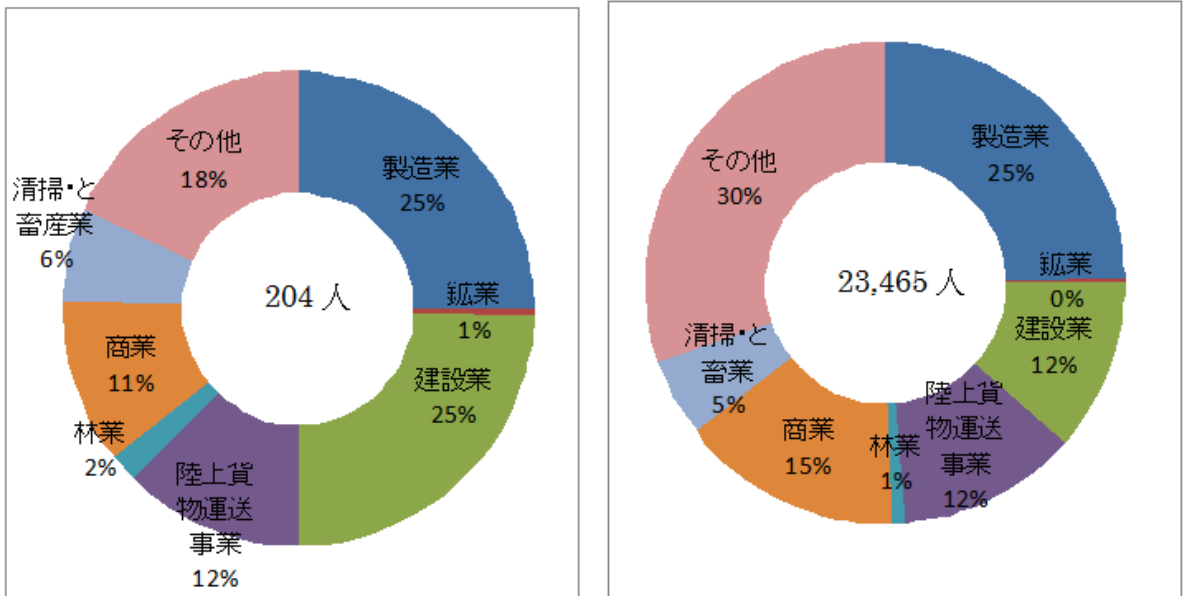
第12次防期間中の労働災害の発生状況を業種別にみると、死亡災害では、製造業が25%、建設業が25%、陸上貨物運送事業が15%を占め、死傷災害では、製造業が25%、商業が15%、建設業、陸上貨物運送事業が12%を占めた(グラフ5)。

製造業における死傷災害についてより細かく業種別にみると、食料品製造業が28%、金属製品製造業が20%を占め、建設業においては、建築工事業が58%、土木工事業が22%を占めた(グラフ6)。

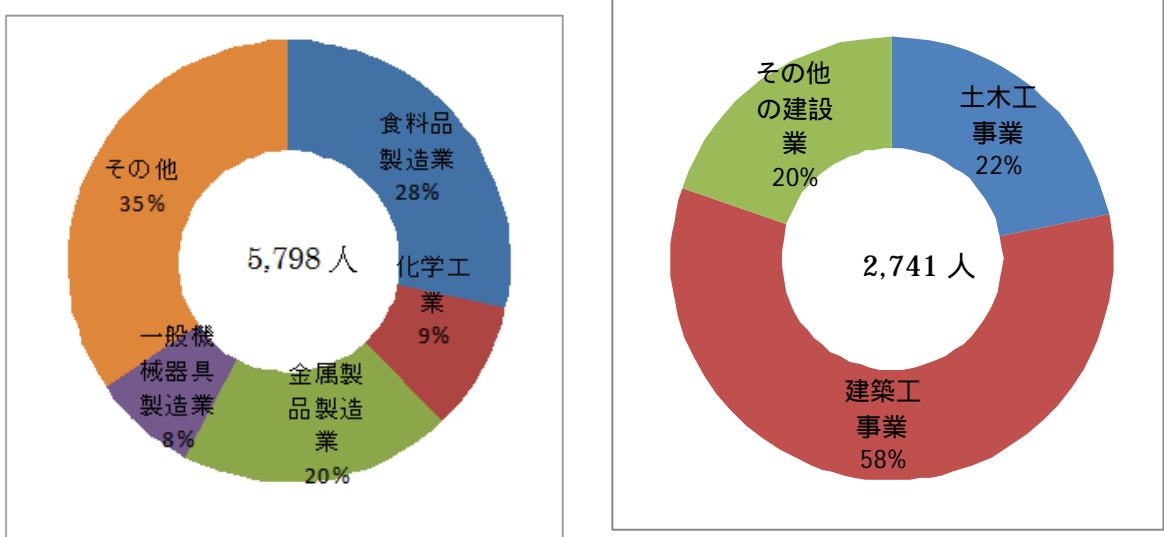
第12次防期間中は、重点対象分野として対策に取り組んだ業種のうち、製造業、建設業、運輸交通業では、労働災害による死亡者数及び死傷者数は第11次防期間と比較して

減少したが、第三次産業では増加している。

グラフ5 業種別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



グラフ6 製造業における死傷災害の業種別割合（左図）と建設業における死傷災害の業種別割合（右図）



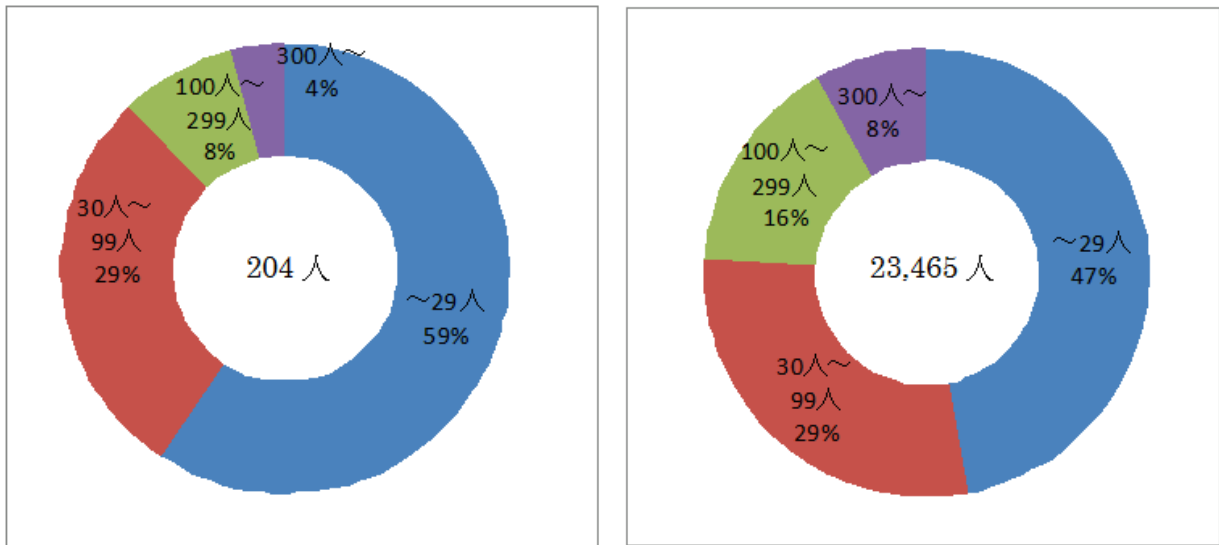
(3) 事業場規模別

事業場規模別に、第12次防期間中の労働災害をみると、死亡災害では、1人～29人規模が59%、30人～99人規模が29%で、1～99人規模の事業場で88%を占める。

また、死傷災害では、1人～29人規模が47%、30人～99人規模が29%で、1人～99人規模の事業場で76%を占めている（グラフ7）。

死亡災害、死傷災害とも中小規模事業場における労働災害発生割合が非常に高い状況にある。

グラフ7 事業場規模別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



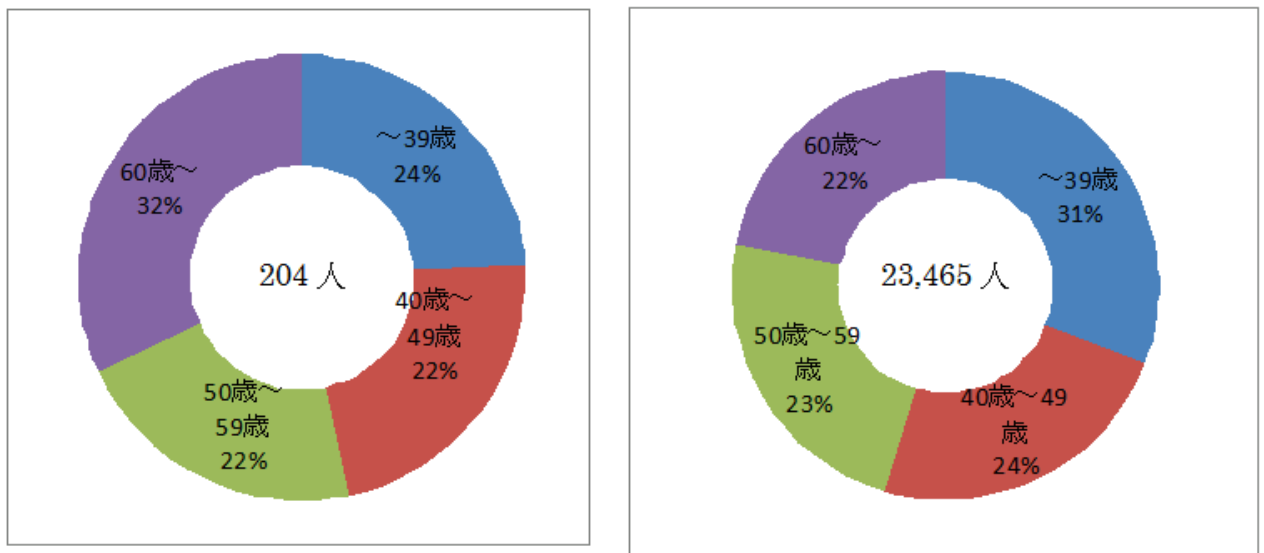
(4) 年齢別

年齢別に、第12次防期間中の労働災害をみると、死亡災害では、60歳以上が32%、50歳～59歳が22%となり、50歳以上の高年齢労働者で54%を占める。

また、死傷災害でも、60歳以上が22%、50歳～59歳が23%を占めている(グラフ8)。

今後、高年齢労働者数のさらなる増加が見込まれる中で、労働災害を減少させるためには、高年齢労働者の安全衛生対策の充実が重要となる。

グラフ8 年齢別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



(5) 事故の型別

事故の型別に、第12次防期間中の労働災害をみると、死亡者数では、「墜落・転落」(26%)、「交通事故」(21%)、「はさまれ・巻き込まれ」(18%)が多く、死傷者数では、「転倒」(20%)、「墜落・転落」(16%)、「はさまれ・巻き込まれ」(13%)が多くなっ

ている（グラフ9）。

死傷災害について、業種別に事故の型別にみると、次のとおりである。

ア 製造業

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」（28%）が最も多く、「転倒」（14%）、「墜落・転落」（10%）、「飛来・落下」（10%）、「切れ・こすれ」（9%）と続く。このうち、食品製造業では、「転倒」（25%）と「はさまれ・巻き込まれ」（25%）が最も多く、「切れ・こすれ」（13%）、「動作の反動」（10%）と続く。また、金属製品製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」（31%）が最も多く、「飛来・落下」（21%）、「切れ・こすれ」（8%）、「転倒」（7%）、「墜落・転落」（7%）と続く。

イ 建設業

建設業では、「墜落・転落」（34%）が最も多く、「飛来・落下」（10%）、「はさまれ・巻き込まれ」（10%）、「転倒」（10%）、「切れ・こすれ」（9%）と続く。このうち、土木工事業では、「はさまれ・巻き込まれ」（18%）が最も多く、「墜落・転落」（15%）、「飛来・落下」（15%）と続く。建築工事業では、「墜落・転落」（43%）が最も多く、「切れ・こすれ」（10%）、「飛来・落下」（8%）、「はさまれ・巻き込まれ」（8%）と続く。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、「墜落・転落」（26%）が最も多く、「転倒」と「はさまれ・巻き込まれ」（14%）、「動作の反動・無理な動作」（13%）、「交通事故」（7%）と続く。

エ 小売業

小売業では、「転倒」（30%）が最も多く、「交通事故」（14%）、「墜落・転落」（13%）、「動作の反動・無理な動作」（13%）と続く。

オ 社会福祉施設

社会福祉施設では、「動作の反動・無理な動作」（33%）が最も多く、「転倒」（27%）、「交通事故」（10%）と続く。

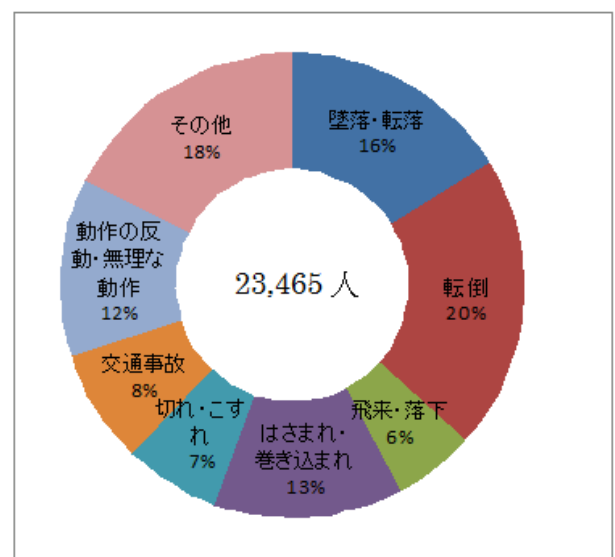
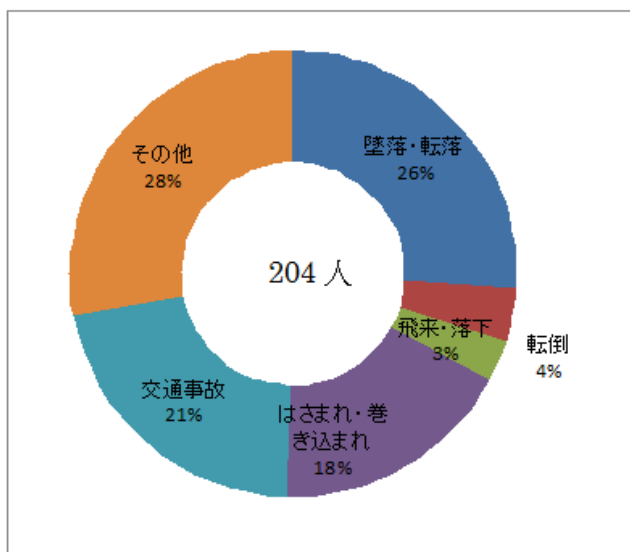
カ 飲食店

飲食店では、「転倒」（28%）が最も多く、「切れ・こすれ」（25%）、「高温・低温物との接触」（14%）と続く。

キ 清掃・と畜

清掃・と畜業では「転倒」（29%）が最も多く、「墜落・転落」（18%）、「動作の反動」（12%）と続く。

グラフ9 事故の型別の死亡者数割合（左図）と死傷者数割合（右図）



4 労働者の健康確保をめぐる状況と課題

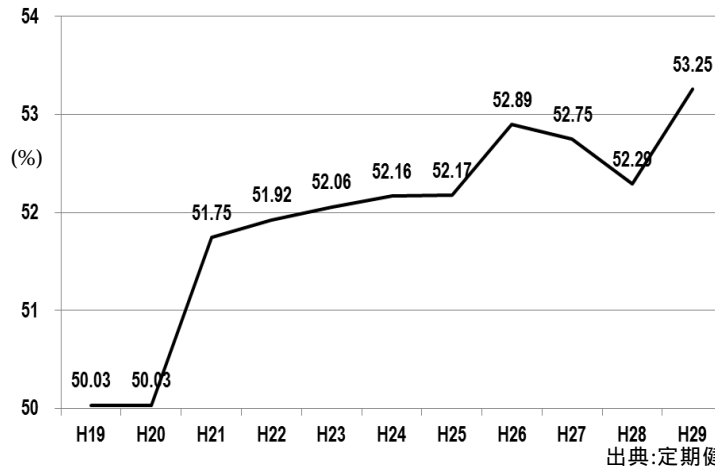
(1) 総括

定期健康診断における有所見率は、10年以上にわたり50パーセントを超える状態が続いている。

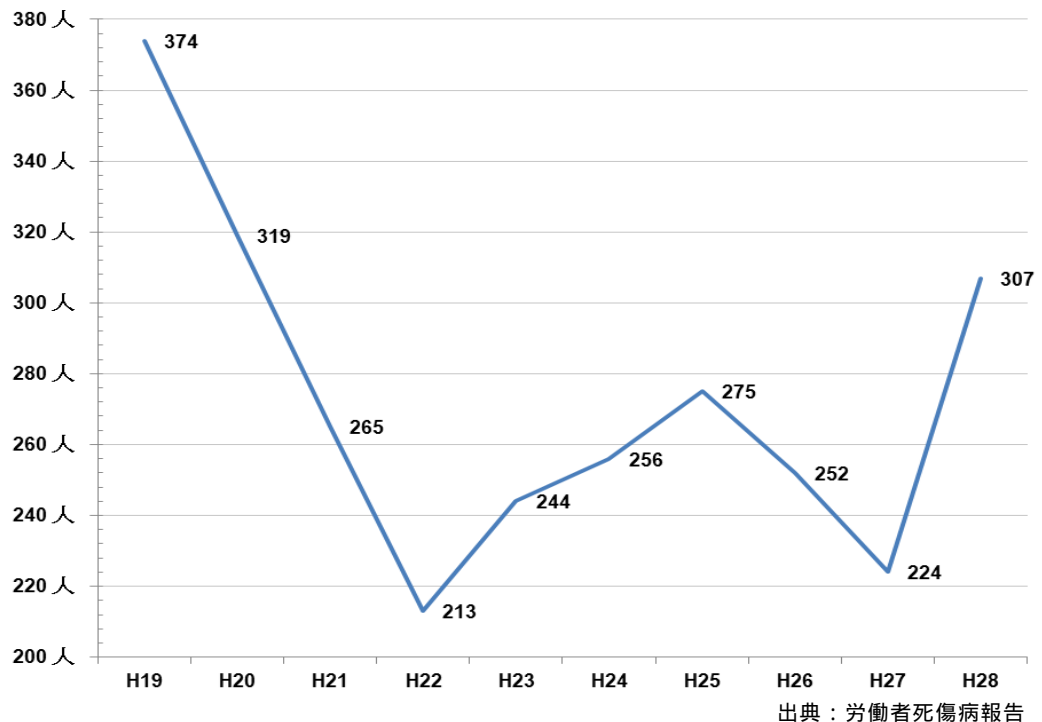
また休業4日以上の上業務上疾病者数は、平成19年以降概ね減少傾向にあったが平成28年には対前年比で37%以上の増加に転じている。

また、精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災認定件数は、ここ数年高い水準で推移している。

グラフ10 定期健康診断有所見率の推移(単位:人)



グラフ11 業務上疾病者数の推移(休業4日以上 単位:人)



(2) メンタルヘルス対策及び過重労働対策

精神障害及び脳・心臓疾患に係る労災認定件数は、次表のとおり推移しており、メンタルヘルス対策及び過重労働対策について、引き続き重点的取組が必要である。

過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、改正省令に基づいて産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう取組む。

平成 27 年 12 月から施行されたストレスチェック制度については、受検率を向上させるように取組むとともに、高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組やストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進することで、各事業場において、ストレスチェック制度の適切な実施を通じた総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。

また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センターおける支援制度について周知、利用勧奨を行うなど、ストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。

表 2 (精神障害及び脳・心臓疾患の労災認定件数の推移)

疾病	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
精神障害	24	35	31	24	25
脳・心臓疾患	9	17	9	11	11

(3) 疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立を巡る状況と対策

労働人口の高齢化が進んでいる中で、3 人に 1 人が疾病を抱えながら働いている。疾病を抱えながら仕事を続けたい人は 92.5%にのぼり、その理由として働くことが生きがいと考える人が 50%以上いる。

このような状況を踏まえ、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないように、事業場において就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

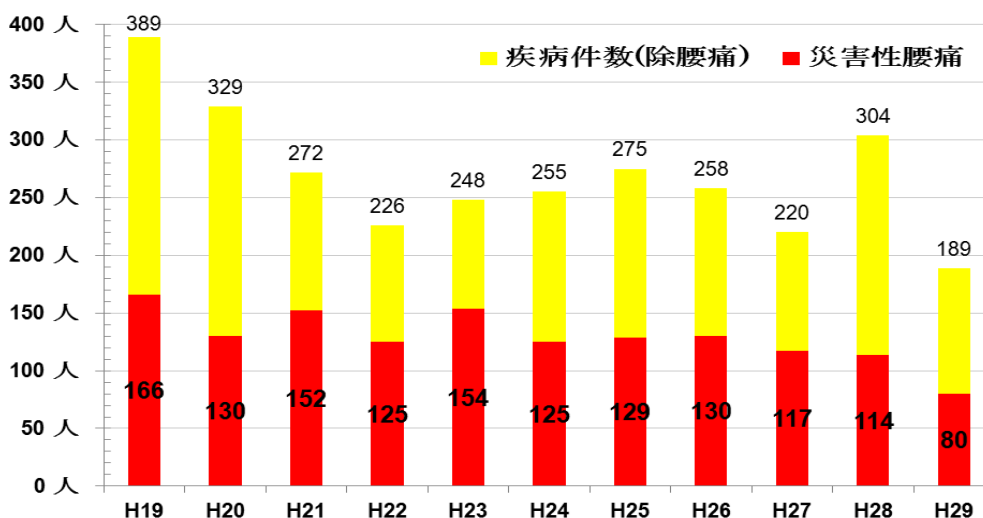
また、平成 29 年度に発足した「兵庫県地域両立支援推進チーム」の各相談窓口の周知を図り、推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

(4) 腰痛予防対策

腰痛は、ここ近年業務上疾病の約半数を占めており、腰痛が多く発生している社会福祉施設、小売業、運輸交通業に対し、「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年改訂)に基づいた取組が必要である。

グラフ 1 2 (業務上疾病、腰痛発生状況) (休業 4 日以上 単位:人)

「災害性腰痛」(業務上の負傷に起因する疾病のうちの腰痛)



出典：労働者死傷病報告

(4) 化学物質による健康障害防止対策

近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、化学物質のうち労働安全衛生法関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であり、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

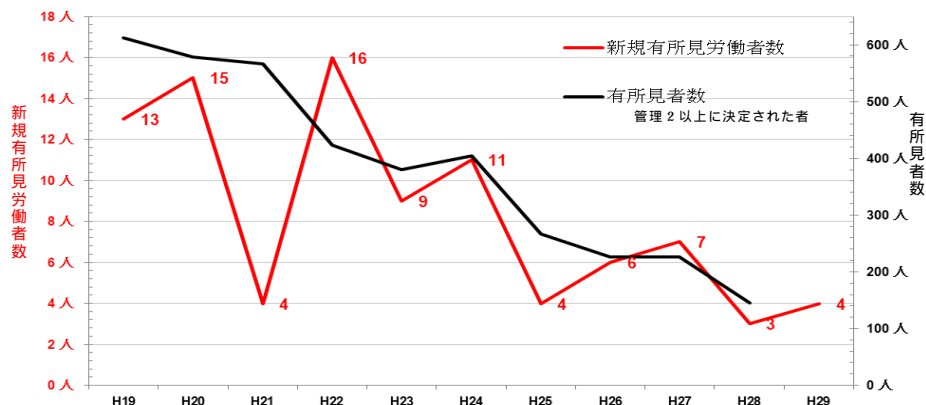
特定化学物質障害予防規則・有機溶剤中毒予防規則等に基づく健康障害防止対策の徹底を図り、化学物質のリスクアセスメントの推進によりその危険有害性に応じた適切なばく露対策等の推進が重要である。

また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、規制の有無に関わりなくラベル表示とSDSの交付を推進する必要がある。

(5) 粉じん障害防止対策

第12次防計画期間中(平成25年～平成29年)の当局管内におけるじん肺新規有所見労働者数は24人で、第11次防期間中(平成20年～平成24年:55人)と比較して半減したが依然として発生している。

グラフ13



第8次粉じん障害防止総合対策(以下「8次防」という。)の重点別に新規有所見者の発生状況を見ると、次のとおりアーク溶接作業、岩石の裁断等及び金属等の研磨作業で全体の半分以上を占めている。

表3

じん肺法施行規則別表の号別	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年	平成25年～平成28年
アーク溶接作業(20号の2)、岩石の裁断(6号)等	27.7%	33.3%	33.3%
金属等の研磨作業(7号)	47.9%	27.1%	22.2%
ずい道等内部鉱物取扱い作業(1号2、3号の2)	-	-	-

第9次粉じん障害防止総合対策においては、業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起する必要がある。

特に、近年の粉じん則及びじん肺法施行規則の改正においても、屋外における岩石・鉱物の研磨作業等や屋外における鉱物等の破碎作業をはじめ、呼吸用保護具の使用を要する作業を追加する改正が複数なされているところであり、これらの改正内容の確実な実施について周知を図る必要がある。

引き続き、ずい道等建設工事に係る粉じん障害防止対策にも取り組む必要がある。

また、粉じん作業に従事する労働者に対して、適切に健康管理措置を進めていくためには、事業者が行うじん肺健康診断についても着実に実施されるよう取り組むことが必要である。

さらに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要がある。

(6) 石綿障害予防対策

石綿による疾病に関する労災保険給付に係る請求件数・支給決定件数、石綿健康管理手帳の新規交付件数、石綿健康診断による有所見者数は何れも長期的には減少している。

しかしながら、今後とも石綿を含んだ建築物の解体作業は増加することが見込まれ、建築物の解体作業における石綿障害予防規則及び技術上の指針に基づく措置の適切な実施が必要である。

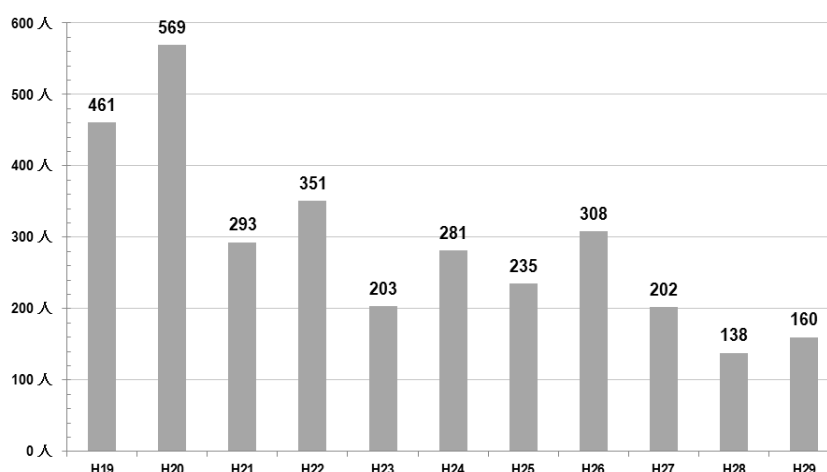
また、石綿の製造、使用等が完全に禁止されていない国等からの輸入品で石綿が含有されている事案が発生していることから、石綿等の製造、輸入等の禁止措置の徹底が必要である。

一方、石綿に係る健康管理手帳制度については、引き続き当該制度の周知を行うとともに、健康管理手帳に係る健康診断の委託医療機関の拡充に努め、退職労働者の健康管理の充実を図る必要がある。

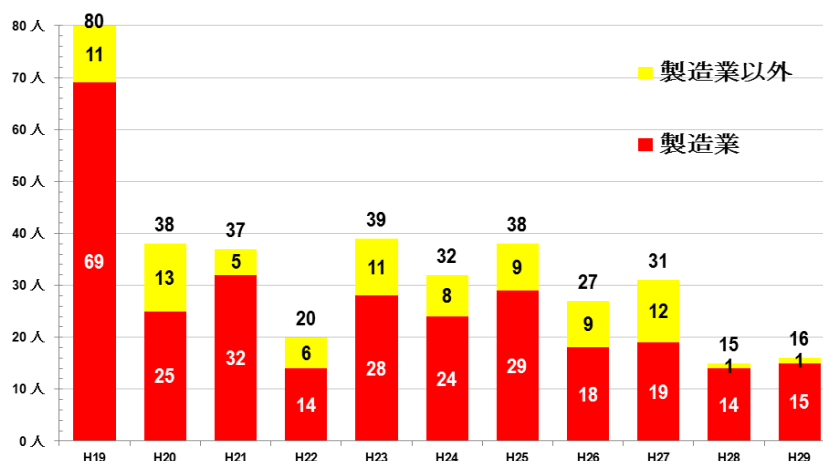
表4 石綿による疾病に関する労災保険給付の請求・支給決定状況

年度			H24	H25	H26	H27	H28
請求件数			96	87	72	88	85
支給決定件数			88	74	80	76	72
石綿による疾病	肺がん	請求件数	39	30	25	36	24
		(うち支給決定件数)	37	24	27	33	24
	中皮腫	請求件数	53	49	42	50	52
		(うち支給決定件数)	47	41	46	42	44
	良性石綿胸水	請求件数	3	2	2	0	2
		(うち支給決定件数)	1	5	3	0	3
	びまん性胸膜肥厚	請求件数	1	6	3	2	7
		(うち支給決定件数)	3	4	4	1	1
じん肺(石綿肺)		支給決定件数	1	3	1	2	2

グラフ 1 4 石綿に係る健康管理手帳の新規交付者数 (単位:人)



グラフ 1 5 石綿健康診断有所見者数の推移(単位:人)



出典：労働者死傷病報告

(7) 熱中症予防対策

夏季を中心に依然として頻発している熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

表 5 (熱中症の発生状況)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
熱中症発生件数	291 件	198 件	236 件	266 件	248 件
うち休業 4 日以上	21 件	18 件	9 件	23 件	15 件
猛暑日の日数	8 日	1 日	3 日	10 日	3 日

* 熱中症発生件数は、労災給付データ、休業 4 日以上が発生件数は、労働者死傷病報告より集計したもの。

* 猛暑日(最高気温が 35 度以上)の日数は、6 月から 9 月までの神戸市内における猛暑日の日数

5 計画の期間と目標等

(1) 計画の期間

2018 年度を初年度とし、2022 年度を目標年度とする 5 か年。

(2) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少させること。

死傷災害（休業 4 日以上。以下同じ）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させること。

業種別の目標は以下のとおりとする。

- ・建設業、製造業については、死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少させる。
- ・建設業・製造業については、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少させる。
- ・林業については、死亡災害を 5 年間 0 とする。
- ・小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。
- ・陸上貨物運送事業については、死傷災害を 2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させる。

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済の変化も含めて分析を行う。

(4) 計画の重点事項

以下の 8 項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
 - 建設業における墜落・転落災害等の防止
 - 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等